

医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口 (医療用解熱鎮痛薬等110番)

第7回医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議

令和5年3月17日

参考
資料7

医療用解熱鎮痛薬等※については、各メーカーが限定出荷を行っている状況を踏まえ、平時と比較して需要が増加した医療機関や小規模な薬局等に優先して供給を行うよう医薬品卸売業者に依頼をしたところであるが、それでもなお解熱鎮痛薬等を購入できないなどのケースに対応するため、厚生労働省に相談窓口を開設

○本相談窓口の対象となる医療機関・薬局

解熱鎮痛薬等の在庫が少なく、卸売業者に連絡しても入手が困難であり、業務に支障を来すとともに患者に迷惑をかけてしまうおそれがある医療機関・薬局 ※解熱鎮痛薬、鎮咳薬、トラネキサム酸

○相談方法

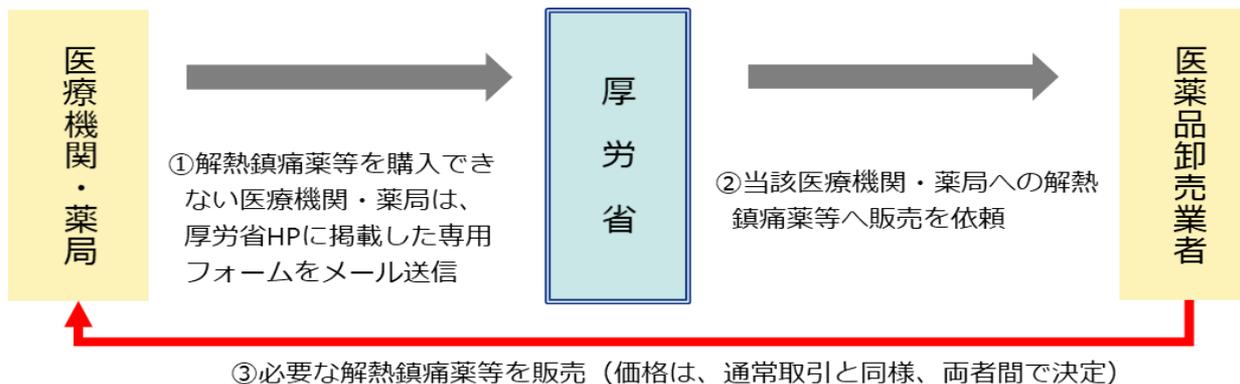
- ①相談を行う医療機関・薬局は、厚生労働省HPに掲載した相談フォーマット（Excel）に必要事項を入力の上、anteikyokyu@mhlw.go.jp宛てにメールを送信
- ②厚生労働省は相談を受け、当該医療機関・薬局の所在する地域の医薬品卸売業者に連絡し、販売を依頼。
- ③医薬品卸売業者から相談者に解熱鎮痛薬等を販売

○最近の状況

相談件数（3月13日現在）：1,946件（薬局：1,705件、医療機関：241件）

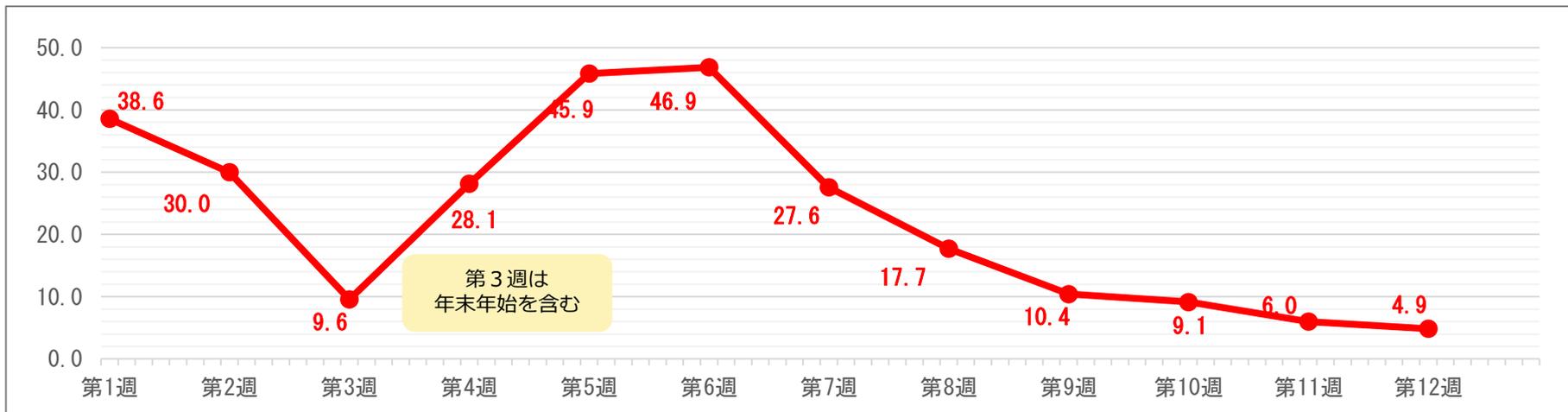
※令和4年12月14日より開始しているが、最近では新型コロナウイルスへの新規感染者の減少に伴い、相談件数は減少傾向である。

○具体的な流れ



医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口（医療用解熱鎮痛薬等110番） （相談件数の推移）

- 12月14日の開始から7日（1週間）ごとの相談件数は、1月中旬の第6週をピークに減少が続いている。
- 新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の減少と共に、相談件数も減少している。



【参考】新型コロナウイルス新規感染者の推移（千人／日）

